

第 6326 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 11月 22日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ♠ 令和2年税制改正要望(オリンピック関連)

**Q** : 令和2年の税制改正要望では、オリンピック関連のものが出されているようですが、どのような内容ですか？

**A** : 次の要望が出されています。

### 【解説】

令和2年の税制改正要望では、スポーツ庁から、オリンピック・パラリンピックメダリストに対する金品の非課税措置の拡充が提出されています。内容は次のとおりです。

①オリンピック競技大会(オリンピック)で特に優秀な成績を収めた者を表彰するものとして、公益財団法人日本オリンピック委員会

(JOC)及びその加盟団体から交付される金品は非課税となっている。このうちJOCから交付される金品は全額について非課税措置が講じられているが、JOC加盟団体から交付される金品は金メダルで300万円、銀メダルで200万円、銅メダルで100万円までの非課税措置となっている。これについてJOC加盟団体から交付される金品についてもJOCと同様に、全額が非課税となるよう非課税限度額を撤廃する。

②パラリンピック競技大会(パラリンピック)で特に優秀な成績を収めた者を表彰するものとして、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会(JPSA)から交付される金品は非課税となっているが、JPSA加盟団体から交付される金品は非課税となっていない。これについて、パラリンピックにおいて実施される競技に関する業務を行うJPSA加盟団体から交付される金品についても、①とあわせてJOC加盟団体と同様に全額を非課税とする。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

